

2024年6月17日

徳島労働局長 殿

板野郡藍住町奥野山畠1
ト労働組合徳島支部
坊野靖仁



クトシーリングテクノ労働組合
辻 康

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、徳島県はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

徳島県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者（4263）名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

徳島県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に挙げるものは除く

- 1) 18歳未満、又は、65歳以上の者
 - 2) 雇い入れ後6カ月未満の者であって、技能習得中の者
 - 3) 次に挙げる業務に主として従事する者
 - イ. 清掃・片付け・その他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ. 玉軸受・ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務
 - 4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械機器・理化学機械機器製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者
- 以上（3882）名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記 2 の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める
尚、最低賃金額は最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

- 1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当確最低賃金 の適用を受けるべき労働者の 3 分の 1 以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。
- 2) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業における過当競争により、県内における賃金面での著しい格差がみられること。

6. 添付書類

[添付書類 1] 徳島県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械 器具製造業事務所数と労働者の概況及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数

[添付書類 2] 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
イ. 四国化工機労働組合
ロ. ジェイテクト労働組合徳島支部
ハ. ジェイテクトシーリングテクノ労働組合
ニ. 全国一般労働組合ナカツ支部

[添付書類 3] 最低賃金の改正の必要性に関する決議書
イ. 四国加工機労働組合
ロ. ジェイテクト労働組合徳島支部
ハ. ジェイテクトシーリングテクノ労働組合
ニ. 全国一般労働組合ナカツ支部

[添付書類 4] 新産業別最低賃金の改正の必要性に関する合意書
イ. 四国化工機労働組合
ロ. ジェイテクト労働組合徳島支部
ハ. ジェイテクトシーリングテクノ労働組合
ニ. 全国一般労働組合ナカツ支部

[添付書類 5]

協定書

- イ. 四国化工機労働組合
- ロ. ジエイテクト労働組合徳島支部
- ハ. ジエイテクトシーリングテクノ労働組合
- ニ. 全国一般労働組合ナカツ支部

《添付書類1》

徳島県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数

(2024年現在)

1. 徳島県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数

| 産業子分類 | 事業所数 | 労働者数 |
|-------------------------|------|-------|
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具 | 4 | 1525人 |

2. 1のうち最低賃金の改正の必要性に合意する者の内訳

| No. | 事業所名 | 組合名 | 合意する労働者数 |
|-----|--------------------|------------------------|--------------------|
| 1 | 四国化工機株式会社 | 四国化工機労働組合 | 309人 |
| 2 | (株)ジェイテクト 徳島工場 | ジェイテクト労働組合 徳島支部 | 846人 |
| 3 | (株)ジェイテクト 徳島工場 | ジェイテクトユニオン | 2018年1月1日より 休止中 |
| 4 | 株式会社ジェイテクトシーリングテクノ | ジェイテクトシーリングテクノ 労働組合 | 246人 |
| 5 | ナカテツ株式会社 徳島工場 | 全国一般労働組合 ナカテツ支部 | 124人 |
| 合計 | 4事業所 | 5組合 | 1525人 |

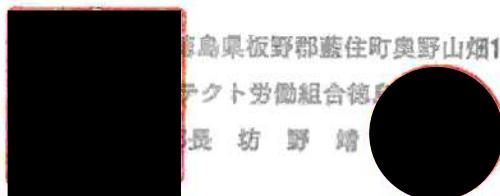
《添付書類2》

申出書に関する合意及び申請代表者に対する委任状

最低賃金の改正を行うことに合意し、申請にかかる事項一切を下記 1 の者に委任します。

1. 申請代表者

(1)

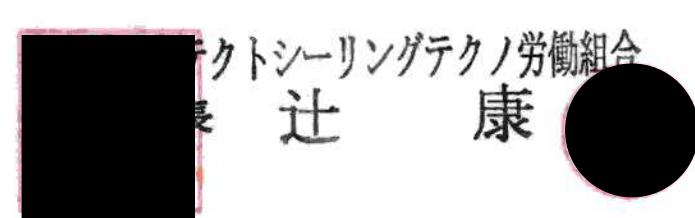


鹿島県板野郡藍住町奥野山畠1

テクト労働組合徳島支店

長 坊 野 靖

(2)



テクトシーリングテクノ労働組合

長 坊 野 康

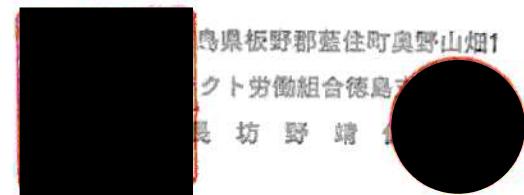
2. 合意書

2024年5月13日

組合名

住所

合意者



鹿島県板野郡藍住町奥野山畠1

テクト労働組合徳島支店

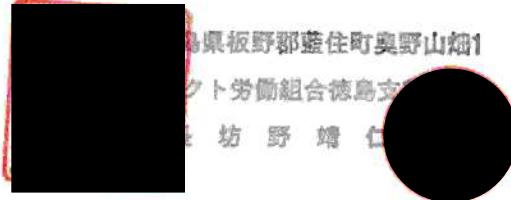
長 坊 野 靖

申出書に関する合意及び申請代表者に対する委任状

最低賃金の改正を行うことに合意し、申請にかかる事項一切を下記 1 の者に委任します。

1. 申請代表者

(1)



(2)

〒771-1262
徳島県板野郡藍住町笠木字西野39

JAMジェイテクトシーリングテクノ労働組合
執行委員

2. 合意書

2024年5月15日

組合名

住所

合意者

〒771-1262
徳島県板野郡藍住町笠木字西野39

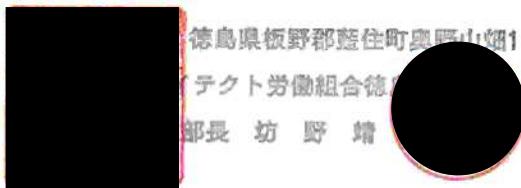
JAMジェイテクトシーリングテクノ労働組合
執行委員

申出書に関する合意及び申請代表者に対する委任状

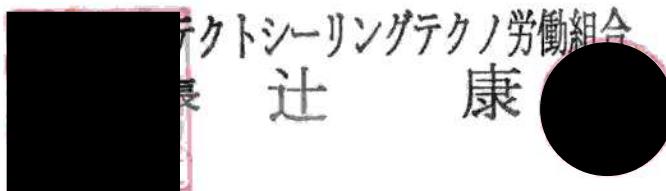
最低賃金の改正を行うことに合意し、申請にかかる事項一切を下記 1 の者に委任します。

1. 申請代表者

(1)



(2)



2. 合意書

2024年5月29日

組合名

住所

合意者

徳島県板野郡北島町太郎八須字西の川10の1

四国化工機労働組合

委員長

中津 弘詔

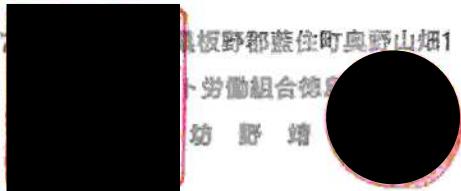


申出書に関する合意及び申請代表者に対する委任状

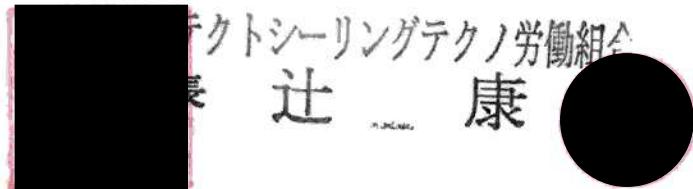
最低賃金の改正を行うことに合意し、申請にかかる事項一切を下記 1 の者に委任します。

1. 申請代表者

(1)



(2)



2. 合意書

2024年5月25日

組合名

住所

合意者

鹿島県勝浦郡勝浦町中角
全国一般労働組合ナカテツ支部
支部長

北内 祐介



《添付書類3》

最低賃金の改正の必要性に関する決議書

2024年5月10日開催の第12回執行委員会において産業別最低賃金改正の必要性について、次の決議文を可決・確認したことを承認する。

(産業別最低賃金の改正の必要性に関する決議)

労働組合は、我々組合員の所属する徳島県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の産業別最低賃金が、当該産業に働く労働者の労働条件の向上、当該産業における公正競争確保の上からも必要であることを確認した。

よって、産業別最低賃金の改正・決定をされるよう、徳島労働局長に申請を行なう。

2024年5月13日



最低賃金の改正の必要性に関する決議書

2024年4月24日開催の第28回執行委員会において産業別最低賃金改正の必要性について、次の決議文を可決・確認したことを承認する。

(産業別最低賃金の改正の必要性に関する決議)

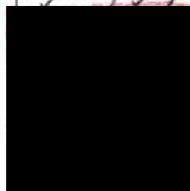
労働組合は、我々組合員の所属する徳島県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の産業別最低賃金が、当該産業に働く労働者の労働条件の向上、当該産業における公正競争確保の上からも必要であることを確認した。

よって、産業別最低賃金の改正・決定をされるよう、徳島労働局長に申請を行なう。

2024年5月15日

〒771-1262
徳島県板野郡藍住町笠木字西野39

JAMジェイテクトシーリングテクノ労働組合
執行委員長



最低賃金の改正の必要性に関する決議書

2024年5月29日開催の第21回執行委員会において産業別最低賃金改正の必要性について、次の決議文を可決・確認したことを承認する。

(産業別最低賃金の改正の必要性に関する決議)

労働組合は、我々組合員の所属する徳島県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の産業別最低賃金が、当該産業に働く労働者の労働条件の向上、当該産業における公正競争確保の上からも必要であることを確認した。

よって、産業別最低賃金の改正・決定をされるよう、徳島労働局長に申請を行なう。

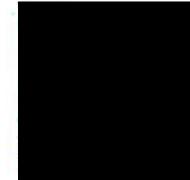
2024年5月29日

徳島県板野郡北島町太郎八須字西の川10の1

国化工機労働組合

監理長

中津 弘部



最低賃金の改正の必要性に関する決議書

2024年5月25日開催の第17回執行委員会において産業別最低賃金改正の必要性について、次の決議文を可決・確認したことを承認する。

(産業別最低賃金の改正の必要性に関する決議)

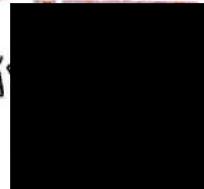
労働組合は、我々組合員の所属する徳島県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の産業別最低賃金が、当該産業に働く労働者の労働条件の向上、当該産業における公正競争確保の上からも必要であることを確認した。

よって、産業別最低賃金の改正・決定をされるよう、徳島労働局長に申請を行なう。

2024年5月25日

徳島県勝浦郡勝浦町中角
全国一般労働組合ナカテツ支部
支 部 長

北内 裕介



《添付書類4》

産業別最低賃金の改正の必要性に関する合意書

会社 株式会社 ジェイテクト徳島工場 と 労働組合 ジェイテクト労働組合徳島支部 は、
「徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」の法定産
別最低賃金の改正が必要であることについて合意します。

2024年5月13日

(株)ジェイテクト徳島工場

7
御
T
主町奥野字山畠1番地
FAX088-692-3110

秦正人

島県板野郡藍住町奥野山畠1
クト労働組合徳島
長野

産業別最低賃金の改正の必要性に関する合意書

株式会社ジェイテクトシリングテクノとJAMジェイテクトシリングテクノ労働組合 は、

「徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」の法定産業別最低賃金の改正が必要であることについて合意します。

2024年5月15日

徳島県板野郡藍住町笠木字西野39番地
株式会社ジェイテクトシリングテクノ
代表取締役社長

〒771-1262
徳島県板野郡藍住町笠木字西野39
JAMジェイテクトシリングテクノ労働組合
執行委員長

晴

産業別最低賃金の改正の必要性に関する合意書

四国化工機労働組合

会社 四国化工機株式会社 と

労働組合

は、

「徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」の法定産業別最低賃金の改正が必要であることについて合意します。

2024年5月29日

徳島県板野郡北島町太郎八
四国化工機
代表取締役 植



徳島県板野郡北島町太郎八須字西の川100-1

四国化工機労働組合
委員長

中津 弘司



産業別最低賃金の改正の必要性に関する合意書

株式会社 ナカツ徳島工場と 全国一般 労働組合 ナカツ支部は、

「徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」の法定産業別最低賃金の改正が必要であることについて合意します。

2024年5月25日

三島県勝浦郡勝浦町中角
全国一般労働組合 ナカツ支部
支部長

北内 祐介

徳島県勝浦郡勝浦町中角字前山77
株式会社 ナカツ徳島工場
専務

井 武
042-3281



企業間格差に関する賃金格差疎明資料

申し出に合意した労働者の所属する企業間の賃金等の比較

資料出所 2024年春季賃上げ妥結結果（連合調べ）

| | 労働組合 | 引き上げ率 (%) | 引き上げ額 (円) | 基準内賃金 (円) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|---|------|---------------|--------------|--------------|-------------|---------------|
| A | | 4.00 | 11,510 | 280,588 | 39.1 | 14.1 |
| B | | 5.19 | 17,000 | 327,033 | 39.3 | 16.4 |
| C | | 2018年1月1日より休止 | | | | |
| D | | 2.70 | 9,083 | 336,460 | 43.1 | 19.08 |
| E | | 5.03 | 12,939 | 257,286 | 36.5 | 15.03 |

※基準内賃金は月額

※最高企業（B）と最低企業（E）の賃金格差は 100 : 80

※労働組合名は、公表しないでください。

令和6年 6月 12 日

徳島労働局長 竹 中 郁 子 殿

徳島県板野郡松茂町豊久139-3

電機連合東四国地方協議会 徳島地域協議

議 長 賀 川 健 一



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金改正の決定を求める
申出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

徳島県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

9,779名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

徳島県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

但し、次に掲げる者を除く。

①18才未満または65才以上の者

②雇い入れ後6ヶ月未満の者であつて技能習得中の者

③清掃・片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

④発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者

⑤手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又は巻線の業務
に主として従事する者

9,676名

令和6年 6月 12日

合意書及び委任状

最低賃金法第15条第1項の規定により、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申出に合意し、当該申出に係わる事項の一切について、下記1の者に委任します。

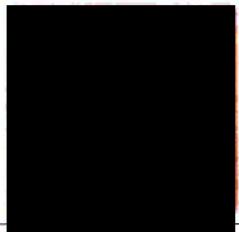
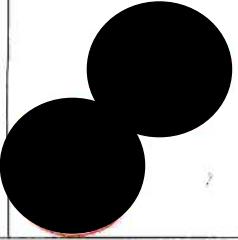
記

1. 申し出代表者

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会（電機連合）

東四国地方協議会 徳島地域協議会 議長 賀川 健一

2. 合意者

| 組合名 | 所在地 | 合意者 |
|---|----------------------|--|
| 電機連合 PHC労働組合 徳島地区  | 美馬市脇町大字猪尻字 西上野110 | 地区執行委員長 矢藤寿浩  |
| 電機連合 パナソニックエナジー労働組合 徳島支部  | 板野郡松茂町豊久 139-32 | 支部執行委員長 賀川健一  |

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金改正の決定を求める。

尚、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

①申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

なお、賃金格差存在についての疎明資料は別添資料の通りである。

②申請産業は、徳島県において、雇用者数が約2割を占める主要産業であり、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

③情報化時代にあって、申請産業は生産額・出荷額・雇用者数とともに増加傾向が予想され、企業間及び組織労働者と未組織労働者間等の賃金格差拡大が予想されること。

④賃金の最低額に関する合意労働者数

7,840 名

⑤（最も低い）労働協約の場合

1,195 円／時間

現在適用されている法定最低賃金額

983 円／時間

6. 添付書類

①確認書（写）

・・パナソニック エナジー株式会社 — パナソニックエナジー労働組合

②確認書（写）・・P H C（株）—P H C労働組合間

③産業別最低賃金の申出に関する合意書及び委任状・日亜化学工業株式会社

④最低賃金の改正に必要性に関する決議書

7. 合意の効力の及ぶ労働者数

①賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の労働者数

令和5年度 徳島県労働組合名簿より

(令和5年3月31日現在)

| 事業所名 | 組合名 | 最低賃金に関する 労働協約の適用労働者 |
|---------------------|----------------------------|------------------------|
| P H C 株式会社 | P H C 労働組合 徳島地区 | 167名 |
| パナソニック エナジー 株式会社 | パナソニック エナジー労働組合 徳島支部 | 646名 |
| 合 計 | | 813名 |

②賃金の最低額に関する合意書の適用労働者数

日亜化学工業株式会社労働者数

7,027名

③総合計（合意の効力の及ぶ労働者数）

7,840名

産業別最低賃金の {決定／改正決定} 申出に関する合意署名

私たちは下記 1 の会社（事業場）に働く労働者です。

徳島県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の法定産業別最低賃金の {決定／改正決定} が労働条件の向上及び事業の公正競争を確保する上で必要であることについて合意します。

なお、上記最低賃金 {決定／改正決定} の申出に係る事項一切を下記 2 の者に委任します。

令和 6 年 6 月 12 日

記

1 会社（事業場）の概要

| | |
|------------|-------------------------|
| 事業名（企業）名 | 日亜化学工業株式会社 |
| 所在地 | 徳島県阿南市上中町岡 491 番地 |
| 産業分類名 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 主要生産（販売）品目 | 無機化学品、発光ダイオード、レーザーダイオード |

2 申出代表者

電機連合東四国地方協議会徳島地域協議会

議長 賀川 健一

3 合意者

合意署名については添付資料参照

確 認 書

パナソニック エナジー株式会社とパナソニックエナジー労働組合とは、最低賃金の取り扱いに関し、下記のとおり確認する。

記

18歳最低賃金（月額184,500円）の取り扱いについて、

1. 組合員でこの金額を下回ることはないものとする。
2. 18歳未満の者は適用除外とする。
3. 算定の基礎となる2024年度の月間所定就業日数は19.84日、月間所定就業時間は、超勤手当算定時は153.70、控除額算定時は153.71時間とする。

以 上



確 認 書

P H C 株式会社と P H C 労働組合とは、最低賃金の取り扱いに関し、下記のとおり確認する。

記

1 8 歳最低賃金（月額 184,500 円）の取り扱いに関して

- 組合員（ネクストステージパートナーは除く）でこの金額を下回ることはないとする。
- 18歳未満の者は適用除外とする。
- 算定日の基礎となる月間所定就業日数、および月間所定労働時間は、それぞれ
19, 92 日、154, 42 時間とする。

以 上

2024 年 4 月 1 日

P H C 株式会社
代表取締役社長

中 村 伸



P H C 労働組合
中央執行委員長

中 村 智



特定(産業別)最低賃金の改正決定の申し出に関する

合意書及び委任状

徳島県における「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の法定産業別最低賃金の改正決定が労働条件の向上及び事業の公正競争を確保する上で必要であることに、日亜化学工業株式会社従業員で組織する日亜化学共済会として、別紙のとおり合意します。

なお、上記最低賃金の改正決定の申し出に関わる事項一切を下記 2 の者に委任します。

令和 6 年 6 月 5 日

徳島県阿南市上中町岡 491 番地
日亜化学共済会（日亜化学工業）
会長 三宅

記

1 事業場の概要

名 称 日亜化学工業株式会社
所 在 地 徳島県阿南市上中町丘 491 番地
産業分類名 電子部品・デバイス・電子回路製造業
主要生産品目 無機化学品、発光ダイオード、レーザーダイオード
労 働 者 数 7,027 人 *令和 4 年度県内平均常時労働者数

2 申し出代表者

電機連合東四国地方協議会徳島地域協議会
議長 賀川 健一

3 日亜化学共済会の概要

会 則 添付必要無し
役員名簿 //

会員名簿 // (人数) 8,941 名 ※令和 6 年 5 月 24 日現在

以上

最低賃金の改正の必要性に関する決議書

令和6年6月4日開催の理事会において、下記のとおり決議したことを承認する。

記

徳島県における「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」最低賃金が、当該産業に働く労働者の労働条件の向上、当該産業における公正競争確保の上からも必要であることから、徳島労働局長に改正決定の申請を行うことに、日亜化学共済会として合意する。

令和6年6月5日

徳島県阿南市上中町岡 491 番地

日亜化学共済会（日亜化学工業）

会長 三宅

